

議案第73号

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定等に関する手数料の額を定める必要があるによる。

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年福岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第32条の3中「別表第4」を「別表第5」に改め、同条を第32条の3の2とする。

第32条の2の4の次に次の1条を加える。

（2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定等申請手数料）

第32条の3 法第12条の7第1項の規定により同項の認定を受けようとする者及び同条第7項の規定により同項の変更の認定を受けようとする者は、別表第4に定める手数料を納めなければならない。

第32条の4から第32条の4の4までの規定中「別表第5」を「別表第6」に改める。

第32条の4の5中「別表第6」を「別表第7」に改める。

別表第6を別表第7とし、別表第5を別表第6とし、別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4

区 分	手 数 料 の 額
1 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	1件につき 147,000円

2 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事項の変更認定申請手数料	1件につき 134,000円
---	----------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。